

奨学金をご利用ください

申込期限は1月31日(金)

町では、奨学基金を設けて奨学金をお貸ししています。この制度は、進学の意欲と能力を有するにモカかわらず経済的理由により、高等学校以上の学校へ進学困難なために必要な資金をお貸しし、有為の人材を育成するものです。

貸与資格 次の事項に該当し、出身学校長または在学学校長が適当と認め推薦したかた。

町内に1年以上居住する世帯の子弟 品行方正で進学の意欲と能力を有するかた 経済的な理由により、学資支出の困難な世帯の子弟

貸与額 月額で次の各金額以内)
高等学校に在学するかた 1万円

利根川河川敷の枯草焼却を行います

2月2日(日) 午前9時から

明和管内(斗合田から大輪地先まで)の利根川河川敷枯草焼却が、消防団員や明和分署職員等により2月2日(日) 午前9時から行われます。

当日は、煙や煤が舞うことが予想されますが、ご協力のほどお願いいたします。

枯草焼却は、空気が乾燥するこの時期に数多く発生する枯草火災を未然に防止するために予防消防

・高等専門学校に在学するかた 2万円

・大学に在学するかた 4万円

返済 奨学生は、卒業後1年を経過した年の翌年から貸与年数の2倍に相当する期間内に年賦により返済することになります。なお、奨学金には利子はつきません。

平成15年度に貸与を希望されるかたは、1月31日(金)までに教育委員会にある指定用紙へ必要事項を記入のうえ、入学予定の大学などの合格発表に関係なくお申し込みください。

学校教育課

☎(84)4491

の一環として毎年実施しています。また、枯草火災が発生すると

広範囲に拡大して消火作業に長時間を要し、その間に町内で建物火災が発生した場合は、出動に支障をきたすことになるため、事前に焼却するものです。

総務課

内線333

農用地区域変更(除外)申請は2月28日までに

3月以降の受付は平成16年度に

農地を農地以外の目的に利用することを考えているかた(住宅建築、駐車場用地等)は、手続きが必要となりますので、役場経済課へ2月28日(金)までに申請してください。(注:なお、3月以降の申請受付

認定農業者を募集します

意欲のある農業者のかたを認定

町では、今後も農業で頑張っていくこととする意欲のあるあなたを「認定農業者」として認定します。当町においては、13年度に認定農業者協議会が設立され、認定農業者への情報提供や先進地調査等

分については、平成16年度の処理となりますのでご注意ください)詳しくは、経済課へお問い合わせください。

経済課

内線353

の事業を行っています。

認定を受けたあなたを関係機関が農地利用、資金、税制など様々な方面から応援します。

経済課

内線353

冬期間の水道故障は町指定の水道業者に

水道管の凍結防止は万全ですか

1月19日(日) 富塚水道 ☎(84)3247
1月26日(日) 松本水道 ☎(84)2839
2月2日(日) 石崎水道 ☎(84)4147
2月9日(日) 大川工業 ☎(73)0721

2月16日(日) 金子水道 ☎(84)2148

水道課

内線371

大きな文字で読みやすく

「広報めいわ」では、紙面の読みやすさを重視して1月10日号から大きな文字で紙面をお届

けすることになりました。

こちらから皆様にも紙面づくりに取り組みますのでご愛読くださるようお願いいたします。